



# 「安全で快適な まちをつくろう」

市では、「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」、「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」を制定し、きれいで快適な生活環境の確保や、路上喫煙等によるやけど等の被害の防止など、安心して快適に過ごせるまちの実現に向け、取り組んでいます。一人ひとりが「ルール」や「マナー」を守り、「安全で快適なまち」をつくりましょう！

## ● ポイ捨て禁止！

ごみはごみ箱に捨てるか、自宅に持ち帰りましょう。



## ● ペットのフンの放置禁止！

ペットの散歩の際には、フンを持ち帰りましょう。

## ● 自分の敷地は自ら適正管理を！

- ・ 近隣の迷惑にならないよう、自分の敷地内にごみを放置せず、適切に処理しましょう。
- ・ 他人に不法投棄をされないよう、日頃から定期的な清掃、見回りや雑草の刈り取り・樹木の枝切りをするなど、適正管理に努めましょう。

## ● 歩きたばこをしない！

灰皿のある場所か、携帯灰皿を使用して、立ち止まって喫煙しましょう。

※路上喫煙等禁止区域内では、たばこを吸う行為、火の付いたたばこを持つ行為は禁止です。

宇都宮市ホームページ

みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/kitsuen/1005241.html>



きれまち



○ 路上喫煙等による被害の防止に関する条例

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/kitsuen/1005240.html>

喫煙

# 美化推進重点地区



- ・Beautification Promotion Area
- ・美化重点推进地区
- ・미화 추진 중점 지구

「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」で指定した、「美化推進重点地区」(下図-----内の部分)において、ごみのポイ捨てやペットの粪を放置した違反者に警告した際、従わない場合には、2,000円の過料が科されます。

## 路上喫煙等禁止区域

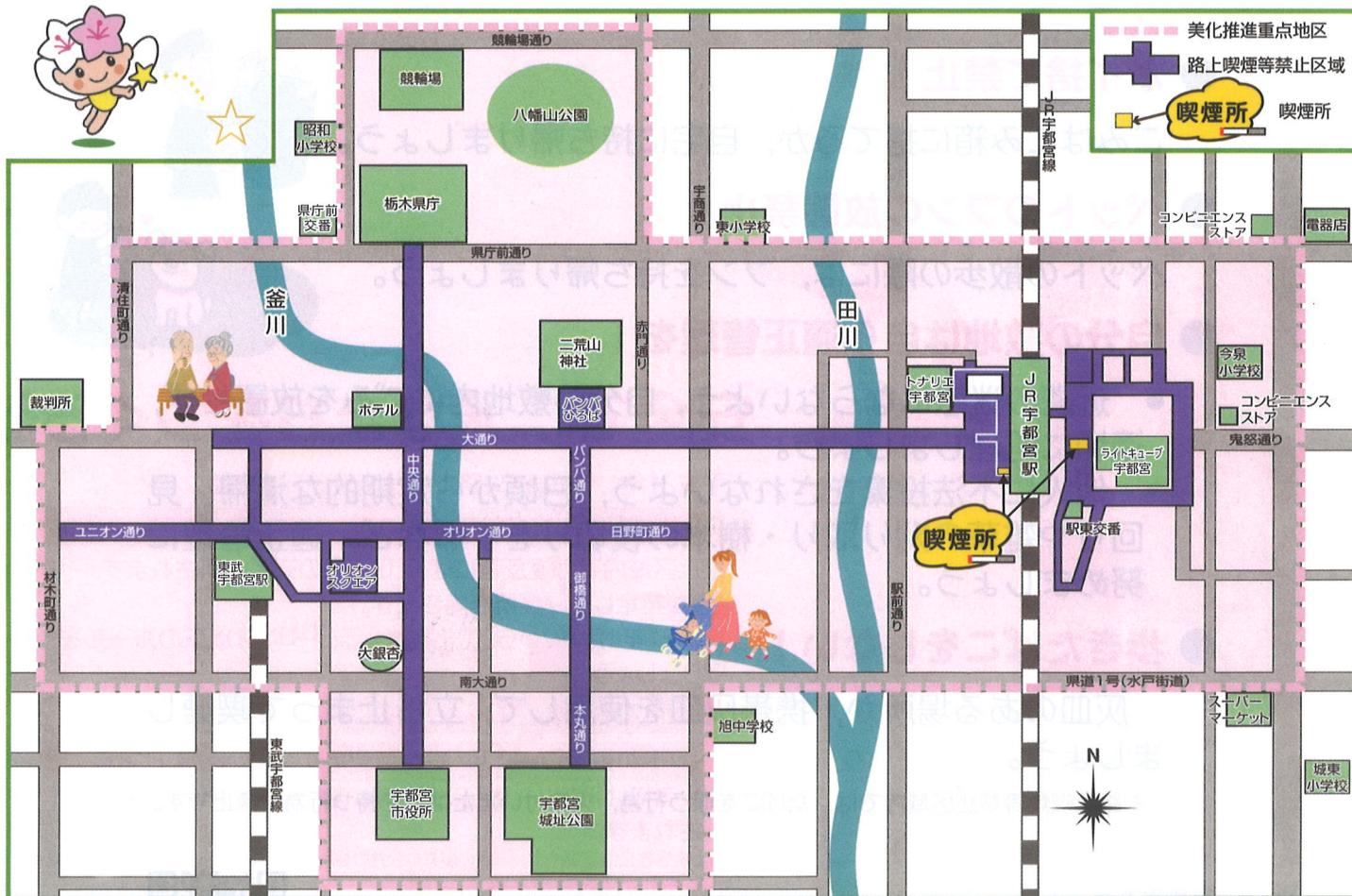


- ・Street smoking prohibited Area
- ・禁止路上吸烟区域
- ・노상 흡연 등 금지 구역

「宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例」において、「路上喫煙等禁止区域」(下図——の部分)では、市の指定喫煙所を除き、たばこを吸う行為、火の付いたたばこを持つ行為が禁止され、違反すると2,000円の過料が科されます。

「加熱式たばこ」や「電子たばこ」については、過料徴収の対象となりませんが、紙巻きたばこと同様、喫煙所にて使用をお願いいたします。(吸い殻等のポイ捨てについては、過料の対象となります。)

※路上喫煙等：道路や公園などの屋外の公共の場所でたばこを吸うこと又は火の付いたたばこを持つ行為



### 【お問い合わせ先】

宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課

0028-632-2928

宇都宮市路上喫煙等による被害の防止に関する条例

宇都宮市 市民まちづくり部 生活安心課 028-632-2284

